

国民生活の向上と市場創造の実現に向けて（概要）

～ 自由で公平な競争を通じ、日本経済全体の生産性向上と国民が享受するサービスの質を高めるため、規制改革による「情報公開の徹底」と「市場メカニズムの活用」を求める。～

・農業

顧客視点に立った農業の構造改革を行い、国内農業の体質強化・地域経済の活性化・地域における雇用の創出・食料自給率の向上を実現する。

- (1) 「所有」と「利用」を分離することを前提に、**株式会社や農業生産法人による自由な経営活動が可能となる法体系へ抜本的に改正**する。また、農地についても**定期借地権制度を創設**し、適正に契約が結ばれているものに対しては相続税の優遇を認める制度とする。同時に、少なくとも30年～50年といった**長期でのゾーニング¹規制を行い、転用については厳しく禁止**する。
- (2) 共済の当然加入原則²や生産の需給調整に関する制度など、**行政による農業経営に対する関与を撤廃**し、農業経営者の創意工夫・自主自立を促進する仕組みへと改正する。
- (3) 市区町村を跨った広域的な土地利用を促進する為に、**都道府県単位に農地利用の監視を行う組織を創設**する。なお当該機関が「利用されていない農地」と認めた場合には、**相続税・固定資産税等の優遇措置を適用除外**とする。
- (4) **農地情報を集約・データベース化し、情報を一般に広く公開**する。また、面的集積の促進におけるコーディネーター機能は、民間企業のノウハウを活用できるような仕組みとする。
- (5) 農業協同組合に対し、農業協同組合中央会以外の**外部の監査法人による監査**を実施する。

・林業

補助金に依存しない循環型林業（非皆伐）へ転換し、森林の持つ国土保全・水源涵養・地球温暖化防止等の多面的機能を最大限引き出し、地域経済を支える自立した産業へのイノベーションを促進する。

- (1) 国有林等を含む森林全体を一体的に管理・把握できる仕組みが必要である。**森林組合が管理する森林情報を早急に整備し、一元化した情報を一般に公開**する。また、**団地化制度を創設**して広域的施業を可能とする。
- (2) 森林組合は、**作業班及び製材工場機能を分離・独立**させ、森林組合が本来果たすべき森林情報の整備、所有者に対する同意取り付け、森林施業³のアレンジといったソフト事業に特化する。
- (3) 循環型林業（非皆伐）への転換を加速させるため、**助成制度を重点化**する。

・教育 公的義務教育を対象

学校と地域・保護者が一体となった個性ある学校運営を実現し、多様な個性・能力を引き出し、自ら問題を解決し、新たな変革を起こすことができる人材の育成を実現する。

- (1) 「自分で考える能力を身につける」「基礎学力の習得」「公共心の涵養」という目標達成に向けて、学校毎に Manifesto に基づく **PDCA サイクル運営がなされる仕組みを義務化**する。なお同時に、学校評価を通じて問題点が明らかになった学校に対する指導・支援の制度を整備する。
- (2) 学校長が Manifesto に基づき、個性ある学校運営をすることが可能になるよう、**予算と人事に関する権限を強化**する。
- (3) **学校運営協議会の設置を義務化**し、校長以下管理職に対して、Manifesto に基づく学校運営がなされているかについて評価・意見を述べる仕組みを教育の中に取り込む。

¹ 法律等に基づいて、土地を農業、商業、住宅など一定の利用目的に応じて区分し、その利用目的を担保する規制等を通じて計画的な土地利用を図ること。

² 農業災害補償法に基づいて、米麦についてのみ農業共済に当然に加入することとされている。

³ 事業を経営管理し処理すること。特に林業経営についていう。

- (4) 教職員の評価について、現行の「自己評価」「管理職による評価」に加えて、評価の項目・評価のウェイトを十分検討し、**「保護者」「児童・生徒による評価」を義務化し、処遇に反映する仕組み**を設ける。

以上、(1)～(4)の提言はセットとして実施する。

- (5) 児童・生徒がより良い教育を受ける環境を整える為、民間事業者、補助事務員を活用し、**教員が教育に専念できる環境整備**、6か月のインターン制導入、1年間の担任任命禁止等の**新任教師への対応**、**教職員のキャリアプランの多様化・複線化**、**小中一貫の学習指導要領の策定と義務教育終了時の最低目標の明示**を行う。

・医療

医療経営の自由度を高めると共に、公的保険の役割と適用範囲を見直すことにより、公費負担増によらない医療サービスの質的向上と量的確保を実現する。

- (1) **医療法人の運営に関する諸規制の緩和・弾力化**により、医療機関の経営の自由度と機動性を高め、医療機関が自らの意思と責任で経営体質の強化や医療サービスの質・量の向上を図れる環境を整備する。
- (2) **公的保険の適用範囲をリスク的な状況等に限定し、それ以外は患者の自己負担による医療サービスの提供が可能とする制度を創設**する。併せて、**患者の自己負担率や高額医療費の償還制度⁴等を必要に応じて見直す**。
- (3) 国民が自らの状況やニーズに合った医療機関を選択できるよう、**医療機関のアウトカム情報⁵の公開を義務づける**。
- (4) 医薬品・医療機器の治験・承認手続きを一層円滑化するなど、日本の医療産業が技術開発力やイノベーション力を発揮できる環境を整備する。

・保育

「保育に欠ける児童」に対する福祉措置としての位置づけから、保育を必要とするすべての人が応分の負担と補助によって享受できる保育サービスへと転換し、保護者の育児と仕事との両立を支援する。

- (1) **保育所入所の要件から「保育に欠ける児童」⁶を撤廃**すると共に、**保育施設に対する補助から「給付つき税額控除」⁷による保護者への直接補助に転換**する。
- (2) 保護者が自ら求める保育サービスを適正なコストで享受できるようにするため、**保護者と保育サービス事業者との直接契約を可能**すると共に、**保育施設の設備・人員・保育内容に関する規制を弾力化**する。
- (3) 保護者が自らのニーズに最適な保育サービスを比較検討できるようにするため、**保育サービス事業者による情報提供を義務づける**と共に、自治体は情報を収集・公開・周知する。併せて、**第三者による保育サービスの評価とその結果公表を義務づける**。

⁴ 保険診療を受けた患者の自己負担額には所得区分ごとに限度額が設けられており、同一月・同一医療機関に支払った医療費の自己負担分が限度額を超えた場合は、健保・国保等から超過分が払い戻される。

⁵ 全快、軽快、不変、死亡といった患者の予後、合併症発生率、再入院率、術後生存率など医療の結果情報。

⁶ 児童福祉法 第24条は、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」と規定している。

⁷ 要した費用分を所得に応じて税額控除する。控除額が所得税額を上回る場合には「負の所得税」の考え方に基づき超過分を給付する。